

市民の皆様へ 議案に対する御意見をお寄せください。

議案第42号 いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）をいなべ市内で実施するための
設備及び運営に関する基準を制定する議案について、ご意見をお聞かせください。

【事業概要】

いなべ市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、全てのこどもの育
ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対
して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化す
るため創設された新たな通園制度です。

（参考）こども家庭庁 HP 内こども誰でも通園制度紹介ページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

【対 象 者】 保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までのこども

【利用時間】 月単位で一定時間の利用可能枠の範囲（月10時間程度）

【内 容】 こどもにとって、同年代のこどもとの集団生活や家族以外の人と関わ
る機会を持つことで、ものや人への興味や関心が広がり、成長発達に資
する経験をもたらす。

保護者にとって、家庭で子育てを行う際の孤立感や不安感を解消し、
一定時間こどもと離れ、自分の時間を過ごすことで、育児に関する負担
感の軽減につながる。

※一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対し
て、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にい
るだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こども
の育ちを応援することが主な目的です。

一時預かり事業との比較（市内保育施設等で実施する場合）

項目	こども誰でも通園制度 (令和8年4月から実施予定)	いなべ市一時預かり事業
国の位置づけ	令和7年度 市町村が実施主体となる事業 令和8年度 乳児等のための給付事業	市が実施主体となる事業
実施市町村	令和7年度市町村で判断 令和8年度全市町村で実施	市が主体となり実施
事業趣旨	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための事業	家庭において保育をすることが一時的に困難となった、保育所等に通っていないこどもについて、主に保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・園生活を経験し、こどもの成長や発達を促すため ・こどもの発達や子育ての不安を抱いている保護者に対して、保育者がアドバイスをを行い、保護者の不安を解消するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の都合、通院、治療等で自宅保育が困難な場合 ・保護者の傷病、入院、事故、冠婚葬祭等で自宅保育が困難な場合 ・保護者のリフレッシュ目的の場合
利用対象	保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までのこども	保育所等に通っていない生後6か月から就学前までのこども
利用可能時間	月に10 時間程度	月単位上限 10日間 (8:30~16:30)
実施方法	一般型又は余裕活用型	余裕活用型
利用料	国の基準を参考に設定予定	3歳児以上1,500 円/日 3歳児未満1,800 円/日 ※生活保護世帯、住民税非課税世帯等は、減免制度あり